

令和7年4月から 入院時の食事療養費の負担額が 変わります

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の施設基準を取得しており、管理栄養士の管理による適時【朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～】適温の給食を提供しております。

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より、下記の通り入院時食事療養費の負担額が変更となりますのでご了承ください。

所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳まで	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食 490円 (1日3食 1,470円)	1食 510円 (1日3食 1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分才	低所得Ⅱ	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)
区分才 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1食 180円 (1日3食 540円)	1食 190円 (1日3食 570円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 110円 (1日3食 330円) 変更なし
難病患者		1食 280円 (1日3食 840円)	1食 300円 (1日3食 900円)